

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
☎ 092-982-4188
Fax 092-982-6170
Eメール akiko@b-souken.com

ノーゼンカズラ



庭のノーゼンカズラが暑い盛りにもかかわらず、元気に咲き誇っています。

この花は、20年ほど前、

「環境コモン」の社長宅の玄関先の大きな生垣の切り枝から“根だし”した苗をいただいて植えたもの。毎年、花をつけています。



平和の祈りの月 8月

8月は、戦争と平和について語り合う機会が多く、恒久平和を意識する月だと思っています。

8月6日の広島平和式典、8月9日には、長崎平和式典が開かれ、8月15日の終戦記念日の式典が開かれます。

今年は、5月のG7広島サミットでは、参加各国リーダーが揃って広島平和記念資料館を訪れ、被爆者と面会し、被爆の実相を知ることの重要性を自らの行動で世界に示し「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」では、「核戦争に勝者はいない。決してたたかってはならない」ということが再認識されました。

しかし、この「広島ビジョン」は、核兵器を持つことで自国の安全を守るという『核抑止』を前提としています。

核抑止に依存しては核兵器のない世界を

実現することはできません。

広島・長崎の平和宣言では、「被爆地を訪れ、核兵器による結末を自分の目で見て、感じ」「世界中で語り継ぐべき人類の遺産ともいえる被爆者の体験に耳を傾けてください。」と訴えられ、被爆地・広島では、9歳の少年が、外国人観光客に、英語で“被爆されたひいおばあちゃんのこと”“二度と戦争がない世界に”と、伝えていることが話題となっています。

この少年の思いに応えるためには、地球上から核兵器をなくすしかないので。

「育児・介護休業法」が大幅改正

「育児・介護休業法」は、令和4年から令和5年にかけて大幅に改正されました。

具体的な法改正内容は、以下のとおりです。

第1段階（令和4年4月1日施行）

○育児休業を取得しやすい雇用環境整備、妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付けが明記されました。

第2段階（令和4年10月1日施行）

○男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期に柔軟な育児休業の枠組みの創設。（産後パパ育休）の創設

第3段階（令和5年4月1日施行）

○育児休業の取得の状況の公表の義務付け（常時雇用する労働者数1000人超のみ）

今回の法改正によって、各事業所における「育児・介護休業規程」の改訂が求められています。お気軽にお問い合わせ下さい。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子
TEL 092-982-4188
FAX 092-982-6170

Eメール：akiko@b-souken.com

社会保険の適用拡大 期間継続雇用者にも適用

Q&A

Q：期間を定めて雇用している方も社会保険の被保険者の対象になると聞きましたが、どういうことですか。

A：令和4年10月の法改正によって、週労働時間が20時間以上で月額賃金が8万8千円以上の方で、次の①または②に該当する方に適用されます。

①就業規則や雇用契約書その他の書面においてその雇用契約が「更新される旨」または「更新される場合がある旨」が明示されていること。

②同一の事業所において、同様の雇用契約に基づき使用されている方が、契約更新等により最初の雇用契約の期間を超えて使用された実績があること。

Q：2月以内の期間を定めて使用される方についても、被保険者資格を取得する必要があると聞きましたが？

A：当初、2月以内の期間を定めた雇用契約の方について、契約の更新等により実際には、最初の雇用契約の期間を超えて継続して雇用されることが見込まれる場合は、最初の雇用契約の期間から被保険者資格を取得する必要があります。

尚、契約の更新が見込まれるに至った日とは、労使双方の合意があった日となります。

労使双方の合意は書面による合意(メールによる合意を含む)が必要です。

Q：社会保険の被保険者の拡大に関して、どんな手続きが必要ですか？

A：今回の法改正による社会保険被保険者資格の拡大によって、新たに被保険者の対象となるかどうかを確認し、対象となる方がいる場合、「被保険者資格取得届」を、所轄の年金事務所に提出することが必要です。

*詳細については、お気軽にお尋ねください。

七夕神社 再び 小郡市



7月に訪れた小郡市の「七夕神社」は、「七夕夏まつり」が8月6日、7日にはおこなわれと、ありましたので、8月6日に

再び、参拝しました。

子ども神輿や獅子舞には会えませんでした、

境内には、笹竹に全国から寄せられた短冊が飾られ、たくさんの風鈴が奉納されていました。



あとかき

毎年、7月から8月に掛けて、労働保険の年度更新や社会保険の算定基礎届などの時期。各事業所からの年一回の定例業務として労働局や年金事務所への提出代行業務が、社会保険労務士として一番忙しい時期と言っても過言ではありません。

さらに、今年は「育児・介護休業法」の法改正もあって、問い合わせや、就業規則等の変更届などの業務も集中しました。

台風が6号・7号と続けて襲来するなどの気象条件もあって大変でした。



人事労務センター
ホームページURL

<http://roumu.b-souken.com>